

議 事 録 (要 旨)

会議の名称	平成30年度第4回国民健康保険運営協議会	
開催日時	平成30年7月24日(火) 午後2時00分 開会 ・ 午後3時00分 閉会	
開催場所	川越市保健所 大会議室	
議長(委員長・会長)氏名	会 長 中村 文明	
出席者(委員)氏名 (人数)	副会長 市村 博子 委 員 原田 三夫 委 員 小寺 武 委 員 牛窪 多喜男 委 員 小高 浩行 委 員 柴田 潤一郎	委 員 新井 正司 委 員 船津 和信 委 員 本間 正吉 委 員 長田 雅基 委 員 栗原 瑞治 委 員 宮本 将彦  12人
欠席者(委員)氏名 (人数)	委 員 貫井 茂子 委 員 小室 万里 委 員 得丸 幸夫 委 員 天野 勉	委 員 関本 幹雄 委 員 藤田 龍一 委 員 小川 俊夫 委 員 小山 和彦  8人
議事録署名人	委 員 船津 和信      委 員 栗原 瑞治	
事務局職員職氏名	保健医療部部長 財政部副部長兼収税課課長 保健医療部副部長兼国民健康保険課課長 国民健康保険課副課長 国民健康保険課主幹 国民健康保険課主幹 国民健康保険課副主幹 国民健康保険課副主幹	野口 昭彦 佐藤 敦弘 松本 清一 今井 真人 長澤 透 佐藤 尚美 長澤 亨 江森 淳之
会議次第	1 開 会 2 挨拶 3 議 題 (1) 保険税について (2) その他 4 閉 会	

配布資料	<ol style="list-style-type: none"><li>1 第4回国民健康保険運営協議会次第</li><li>2 医療分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金ごとの税充足率の見込みについて（1）</li><li>3 医療分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金ごとの税充足率の見込みについて（2）</li></ol>
------	--

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
委員	<p>1 開 会</p> <p>2 挨拶</p> <p>○会長から挨拶</p> <p>○傍聴希望者の確認（なし）</p> <p>○欠席委員報告</p> <p>○議事録署名委員指名（船津委員、栗原委員）</p> <p>5 議 題</p> <p>（1）保険税について</p> <p>○事務局から資料に基づき説明</p> <p>○質疑</p> <p>今回は来年度に向けて、税率改定していくというところで、保険税について様々な協議をしております。最終的には9億円の税負担増ということで、来年度に関しましては、3回に分けたうちの1回の3億円だということは理解しております。</p> <p>基本的には、国民健康保険税の構造について、前々回もお話させてもらったのですが、協会けんぽ等の被用者保険に比べ、国民健康保険は所得に対する負担が、基本的に大きいところが重要なポイントだと思っております。</p> <p>中でも、資料等でも示されておりましたが、払いたくても払えないという状況も実際にあるかと思えます。こうした構造上の問題をそのままにして、保険税を増やすことでの赤字解消を考えること自体、受入れることはできないと思っております。</p> <p>その中で、県では、所得割と均等割の比率を5対5にするということを進めていこうと、先ほども若干説明がありましたが、この5対5というところで近づけていくと、高齢者や子ども等、そもそも税負担能力がない方々の税負担を増やすということなので、昨今問題視されている少子化の問題や子どもの貧困対策の問題を考えても、そもそも均等割を課すべきでなく、国費で負担すべきでないかと考えております。</p> <p>ここで少しお聞きしたいのですが、そもそも県は目標として所得割と均等割の比率を5対5としており、市としては6対4を基</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議題・発言内容・決定事項
委員	本として近づけていこうとなっておりますが、短期的な視点で見たとき、5対5はそもそも可能なのか、5対5に対する市の考え方をお聞きしたいと思います。
事務局	<p>前半の国費のことにつきましては、前々回もお話いただいておりますので、市としても認識しているところでございます。</p> <p>所得割と均等割の比率については、標準税率を設定するときに、5対5という考え方であるのは、県とともに作った運営方針に記載してありますので、市としても認識しているところであります。可能かどうかということに関しましては、すでに5対5に近い市町村もありますので、実現可能であると認識しております。</p> <p>それとは別に、川越市の考え方についてでございますが、全ての赤字をいきなり解消するとは考えておりません。今回も、平成35年度までに3回、さらにこの赤字解消計画が終わった後も、更に残る部分があり、第2期の赤字解消計画をやっけていかないと、全ての赤字をいきなり解消することはできないと認識しているところでございます。</p> <p>したがって、これまでお伝えしてまいりましたように、いきなり5対5にするのではなく、まずは6対4を基本的な方向として、進めていきたいというのが考えでございます。</p>
委員	<p>5対5の考え方については、長期的に見ると可能ではないかというお話だったと思いますが、前段でもお話させていただいた構造上の問題を考えても、負担能力は低い世帯にもしわ寄せがくるものだと思っていますので、5対5にすれば、更に払いたくても払えない方が増えるだけだと感じております。</p> <p>その中で低所得者対策として7割、5割、2割軽減にも国費が投入されていますが、現状でも赤字ということで、国費が必要なだけ投入されていないのではないかと考えております。</p> <p>赤字解消計画は平成35年度までということで、お話の中では第2期赤字解消計画が必要なのではないかとありましたが、1984年以来30年以上国費が減らされており、国費を上げることが重要ではないかと考えております。それができない間は、被保険者からの負担を増やして、それを肩代わりさせるのではなく、市がその他繰入れで対応すべきだと考えております。</p> <p>最終的な赤字解消については、その他繰入れで赤字解消することが適切と考えているわけではなく、国民皆保険である社会保障ということである以上、国の責任で、国費で対応すべきだと考え</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議題・発言内容・決定事項
委員	<p>ています。それができない間は、自治体が住民を守る立場で、市費を投入して対応すべきしかないと考えておりますので、意見として言わせていただきたいと思います。</p>
委員	<p>先ほど協会けんぽの話が出ましたので、当事者としてお話をさせていただきます。先ほど委員が言われたのは、構造上の問題があることをベースとして組み立てて、御意見しておられるということですのでよろしいですね。構造上の問題については、もう少ししっかり分析していただきたいと思います。</p> <p>一概に国民健康保険の加入者が所得が低い、協会けんぽの加入者が所得が高いというのは、認識に誤りがあると考えております。協会けんぽの加入事業所は埼玉県内だけでも、80万くらいあり、零細企業も沢山あります。そういう中でも、最低賃金ぎりぎり働いている方々がかなりおります。この方々は保険料が給料天引きで、救済措置は全くありません。</p> <p>低所得者を市として救っていかうということは、全くをもって正しいと考えておりますが、国民健康保険の被保険者だけ救済するというのは違うと思います。</p> <p>給料天引きで、年金、保険料、その他すべてを払わなくてはならず、救済措置もなく、最低賃金で働いている方が、川越でも沢山いると思います。</p> <p>そういう方々が支払った保険料の4割が、高齢者のための負担金に充てられています。それから、給料天引きで税金を納めていて、その税金の中から、その他繰り入れとして、川越市の2割から3割の国民健康保険被保険者に渡っています。その方々は、低所得者ですが、救済措置がないのが現状です。</p> <p>協会けんぽには、埼玉県内だけでも110万人の加入者がおり、中には最低賃金で働いていて、保険料を給料天引きで払っていて、救済措置がない方々もいます。ぜひ、議会の方でも国民健康保険の加入者だけでなく、被用者保険加入者も同じような扱いで考えていただいて、救済することが、財政的に問題ないか検討いただけたらありがたいと思います。</p>
事務局	<p>7割、5割、2割軽減の分は国から補填されていますが、軽減されている方々の、均等割の全額の合計は約11億円になります。</p> <p>この11億円という額を国費として投入した方がいいのではないかとこの御意見は承りました。</p> <p>現状、7割、5割、2割の軽減は国が作った仕組みでありまし</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>て、国から補填されていますので、その仕組みを堅持した中でやっていかなければならないと考えております。</p> <p>また、当分の間は法定外繰入れをお願いしたいということは、事務局サイドといたしましては、先ほど申し上げたとおり、赤字全部をいきなり解消することは、被保険者の皆様に急激な変化を与えることとなりますので、赤字を少しずつ減らして行って、本来、国が恒久的な仕組みを作っていくように国、県に要望してまいりたいと考えております。</p> <p>ただ単に、保険税の改定をして、赤字を埋めようという考えではございません。しっかりとした財政計画の中で、少しずつ赤字を解消していき、県で保険税が統一されたときに、川越市の国保被保険者だけが急激な変化を受けないように、また、後期高齢者医療に移行するときも大変な思いをすることがないように対応していきたいというのが一番の思いでございます。</p> <p>昨日のテレビでも外国人の国保の資格に関しまして放映されておりましたが、法律の中で制度として変わっていくことについても、しっかり意識づけして捕らえて、国、県、財政ワーキングをとおして、しっかりお伝えしていきたいと思っております。</p>
委員	<p>医療分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分ごとの充足率の見込みについて（２）の部分で、赤字削減効果額の①の医療費適正化対策で赤字を埋めていくということで、保険者として効果がある取組みとしては、今も取り組んでいますが、薬剤についてジェネリック医薬品への変更がひとつあります。</p> <p>もうひとつ多剤服用が挙げられます。一人の方が、いくつかの医療機関で同じ薬を沢山もらってしまって、在庫として抱えてしまっている。あるいは、必要以上に飲んでしまって、病状が悪化してしまうということがあります。</p> <p>多剤服用はレセプトから追えますので、今年度、埼玉県と医師会と協会けんぽも進めていくということになっております。</p> <p>新聞等でもポリファーマシーと話題になっております。こちらの方はまだ進んないと思いますので、進めていただきたいと思っております。</p> <p>医療費削減だけでなく、個人の健康管理の問題も含んでおりますので、税率ばかりの議論になってしまうのではなく、医療費適正化についてもしっかり取り組んでいく姿勢を示す必要があると思っております。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>ジェネリックに関しまして、市といたしましては、県とともに進めておりますので、今まで以上に進めていきたいと思っております。</p> <p>また、重複投薬につきましては、県の運営方針の中でもお示ししておりますが、その他の医療適正化の取組みの中で、適正受診、残薬管理を含んだ適正投薬等が挙げられています。こういったことを市といたしましても、データヘルス計画や赤字解消・削減計画にも記載しております。</p> <p>まずは、パンフレットによる啓発等から取組んでいきたいと考えております。</p>
委員	<p>今年度から最終的な医療のケアの方法が変わりました。今までは、医師と本人との関係で、最後どういう亡くなり方を望むか、というお話のときに、ほとんど本人が望んでも、最終的に本人がうまく話せる状況にない場合が沢山あったと思っております。</p> <p>今までの法律では、周りの親族がこれ以上のケアを望まないと言った場合でも、医師が延命を提案すれば、難しい立場になってしまっていました。</p> <p>しかし、改定した法律によると、周りの看護師や介護士も含めて、該当者の意思を知っている方々の意見も認められるようになりました。そういうことが認められる法律が変わって、今年度からスタートしました。</p> <p>最終的な医療費の額に影響してくると思っておりますが、川越市はどのようにとらえているかお伺いします。</p>
事務局	<p>法律が変わった中で、今後どのように医療費のかかり方が変わるか、御本人、御家族の御意向でやっていくかということでございますが、当該法律を深く勉強しておりませんので、不勉強で申し訳ございません。</p> <p>委員さんの御意見の中で感じましたところ、御本人が死に向かっている中で、どの程度の意思をくみ取ることができるかは、病状によって変わってくると思っております。</p> <p>医療が進み、介護が長くなる中で、今回の法律改正で、御家族の気持ちが切り替えられるかは難しいと思っておりますが、医療費適正化の観点から、必要な周知や御家族や周囲の方が考えるための情報を提供することが第一歩であると考えたところでございます。</p>
委員	<p>医療費の関係で、不正利得、不当利得があると思っておりますが、増えているのか、減っているのか、何件くらいあるのか聞かせてい</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
委員	<p>ただきたい。</p> <p>海外療養費、柔道整復、あん摩、はり、灸等の不当、不正利得が新聞等で取り上げられていますが、このようなものが横行していて、保険税の引き上げといっても、理解が得られないと思うので、根絶に向けて対策していただきたい。</p>
事務局	<p>手元に詳細な資料はありませんが、不当利得の件数としましては、1箇月に100件程度、金額にして約100万円程度のものが毎月発生しています。</p> <p>まず、不当利得とは、新しい保険に入り、国民健康保険の資格を喪失した後に間違えて国民健康保険の保険証を使ってしまったことが、民法上の不当利得ということになりますので、それについての回収はしっかりとやっています。</p> <p>市としても、債権を適切に管理するために、収納対策課を作って、そういう債権の適切な徴収をしております。</p> <p>平成28年度に1,600万円ほどあった不当利得が、現在は800万円程度になっております。</p> <p>以前はなかなか事務処理が進んでおりませんでした。保険証を間違えて使用した場合、しばらく経ってから請求していたので、反応がないことも多かったのです。資格が変わったときにすぐ通知することを始めましたので、ある程度債権も少なくなってきたものであります。</p> <p>それともう一つ、第三者行為ということで、交通事故等の原因者がはっきりしているものに関して、保険証を使ってもらって結構なのですが、使ったことを届け出ていただいて、その原因者に請求することを、一生懸命やっております。</p> <p>また、外国人の国民健康保険関係ですと、保険税の収納率が平成28年ベースで全体で約90%に対して、外国人がいる世帯は約53%と低くなっております。これは、国会や県議会でも問題となっていると聞いております。</p> <p>再入国した際に保険税が未納がある場合、国民健康保険に加入させないことを国会で検討しているやに聞いております。</p> <p>国には国の仕組みの中で、外国人等の対策をやっていただきたいと思っておりますが、市としては、第三者行為、不当利得に関しましては、しっかり対策してまいりたいと思っております。現状の取組みは以上でございます。</p>
会長	<p>皆様の御意見を踏まえたうえで、事務局が作成した国保税改定</p>



議 事 の 経 過	
発 言 者	議題・発言内容・決定事項
会長	の考え方、改定案を適当とすることによろしいでしょうか。
各委員	～各委員が賛同～
会長	それでは、事務局は国保税改定の考え方と改定案を適当とすることで、次回の運営協議会に、これまで委員の皆様からいただいた御意見を踏まえた答申案を提示してください。
事務局	これまでいただいた御意見を踏まえて、次回、答申案を提示させていただきます。答申案に対する付帯意見はこの計画を進めるにあたって、注意する点、努める点という形で記載させていただこうと思います。
会長	様々な皆様からいただいた御意見を踏まえたうえで、答申案を作成するというございますので、次回、答申案について再度、皆様と協議したいと思いますので、よろしいでしょうか。
各委員	～各委員が賛同～
	(2) その他
	特になし
	6 閉会

上記議事録の正当なることを証し、ここに署名する。

委員

---

委員

---